### オープンカウンター方式による見積り合わせについて

分任支出負担行為担当官 関東森林管理局 埼玉森林管理事務所長 安嶋 博志

下記の案件について見積り合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件名3 号物件 獣害対策用品
- 2 購入物品及び数量等 別紙 仕様書のとおり
- 3 納入期限令和7年12月19日(金)
- 4 納入場所 埼玉森林管理事務所(埼玉県秩父市大野原491-1)
- 5 見積書の提出場所、方法及び期限
  - (1) 提出場所:埼玉森林管理事務所 総務グループ (〒368-0005 秩父市大野原491-1)
  - (2) 提出方法及び提出期限
    - ①電子調達システム:令和7年11月19日(水)午前10時00分まで
    - ②持参:令和7年11月19日(金)午前10時00分まで(ただし、閉庁期間を除く)
    - ③郵便:令和7年11月18日(火)午後4時必着
- 6 提出書類
  - (1) 見積書
    - ・見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付(令和7年11月19日)をご記載ください。
    - ・物品ごとの内訳金額記載を必須としております。税抜き、税込み金額がわかるよう記載して

ください。ただし、電子調達システムへの入力は税抜き価格となることにご注意ください。

- ・見積書に記載する宛名は「分任支出負担行為担当官 関東森林管理局 埼玉森林管理事務 所長」としてください。
- (2) 参加資格を証明する書類(資格審査結果通知書)の写し(令和7・8・9年度農林水産省競争 参加資格(全省庁統一資格)を有する場合)
- ※電子調達システムを用いて参加する場合は、上記2点を内訳書データとして送信してください。 ※持参・郵送する場合は、上記書類を封緘し、封筒の表に「<件名> 見積書在中」と朱書きで記載のうえ、ご提出ください。郵便の場合は「書留」(「簡易書留」可)または「配達証明」で郵送してください。

#### 7 契約締結日

見積書採用の日とする。

8 契約条件等

別紙 契約条件書のとおり

9 必要な資格等

令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、関東・甲信越地域の競争参加資格(「物品の販売」又は「物品の製造」)を有する者、または関東森林管理局随意契約登録者名簿に登録され、「物品の販売」の資格を有する者。

#### 10 その他

- (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林 管理局随意契約見積心得」を必ず確認してください。
- (2) 見積書を提出した場合は、「契約条件書」を承諾したものとみなします。

#### 11 添付書類

- (1) 仕様書
- (2) 契約条件書

(担当:埼玉森林管理事務所 総務グループ 経理担当)

(電話:0494-23-1260)

# 仕様書

# 3号物件 獣害対策用品

番号	物品名	規格	例示品	数量	単位
1	IFRP支柱	FRPコンポーズパイプ $\phi38$ mm×長さ 2.4m	泰東 コンポーズパイプ(CPP) ABS樹 脂被覆 φ38mm×長さ2.4m	30	本

※上記の規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

## 2. 納入

納入場所:埼玉森林管理事務所 〒368-0005 埼玉県秩父市大野原491-1

納入期限:令和7年12月19日(金)

## 3. 責任の所在

物品の納入については、製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を追うこと。

## 4. その他

詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを 行うものとする。

## 契約条件書(売買)

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は本件を終えたときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって完了したものとする。

甲は完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。

- 3 検査に不合格の箇所があったときは、契約期限内又は甲の指定した期限内に改善し、再検査を受ける。この場合前項の条件を適用する。
- 4 乙は納付期限までに完了できないときは、すみやかに納付期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合を除き納付期限までに完了できないときは、遅延日数に応じ、契約金額に対し、民法(明治29年法律第89号)第404条第4項に規定する 各期における法定利率を乗じて計算した額を遅滞違約金として甲に支払うものとする。
- 6 乙は本件を完了したときは、代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 9 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 10 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。